

妻帯者（單身者未歿）

九州以西 三十九

神戸以东 二十五

中支及四支 二十

其他国以外 十五

因島 五

外に職工等宿居するに就ては本籍の因島工場規則が其五
条に規定され支店に在りては本籍の規則が其五
条に規定され支店に在りては本籍の規則が其五
条に規定され支店に在りては本籍の規則が其五

中支及四支 二十日

因島 五日

外に職工等宿居するに就ては本籍の因島工場規則が其五
条に規定され支店に在りては本籍の規則が其五
条に規定され支店に在りては本籍の規則が其五

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

一、 三ヶ年未満の者 三ヶ年未満の者

(有誤)

(七月十七日 報)